

年金記録問題検証委員会報告書（概要）

I 年金記録問題発生の本質にある問題

（厚生労働省及び社会保険庁の基本的姿勢の問題）

年金記録は、長期にわたり正確に管理すべき他に類例を見ない特色を持つもの。

厚生労働省及び社会保険庁は、年金記録を正確に作成・保管・管理する組織全体の使命感、責任感が、決定的に欠如。

（年金記録の正確性確保に対する認識の問題）

社会保険庁は、正確性確保の重要性の認識が不十分。関係の記録・資料を適切に管理する組織としての責任を果たさず。

記録管理方式変更の都度、過去記録の欠落や不備を訂正・補正しておくべき。

多くの職員は年金記録の誤りを漠然と認識。定量的に把握・検証・補正する組織的な取組は行われず。

（「裁定時主義」の問題）

「裁定時主義」とは、年金給付の裁定請求時等には本人が来るから、その時に社会保険庁の記録と突合して確認し、齟齬があれば直せば良いという事務処理上の考え方。（社会保険庁は「申請主義」と言っている。）

裁定請求時に本人に確認することは補助的手段として必要。しかし、記録の正確性は社会保険庁として業務運営全般を通じて責任をもって確保すべきもの。

II 年金記録問題発生直接的な要因

○約 5,000 万件の未統合記録

- ・ 平成 18 年 6 月 1 日現在において、基礎年金番号に未統合の記録の件数。
- ・ 統計的にみて十分な 7,840 件のサンプルを抽出し、調査。
- ・ 通算加入期間は、1 年未満 38.7%、5 年以上 21.9%

- ・ 未統合記録を大きく分類すると、次のとおり。
 - ① 生存の可能性が高い者の記録 33.6%
 - ② 死亡した可能性が高い者の記録、年金受給の対象とならないと考えられる者の記録、この 1 年で基礎年金番号に統合済みの記録 27.9%
 - ③ 結婚等により氏名を変更している者の記録、オンライン記録の入力ミスなどがあつた記録、平成 14 年 8 月以前に死亡したと考えられる者の記録等 38.5%

○不備データが存在すること等の原因（年金記録管理システムの調査から）

- ・ オンライン化前の時期における入力ミス等に起因する記録誤り。
- ・ 過去の誤りの発生状況等を記録し、誤りを減らす取組を実施せず。
- ・ 本人の特定や連絡に重要な情報である氏名、生年月日、性別、住所を軽視。
- ・ 漢字カナ自動変換システムにより、不備記録が発生。
- ・ システムの開発・運用について、長期間にわたり特定の事業者に依存。

○約 1,430 万件（厚生年金保険）及び約 36 万件（船員保険）のサンプル調査

- ・ 1,430 万件：現在 65 歳以上、オンライン収録済 15.2%、生存見込み判明 4.1%
- ・ 36 万件：現在 75 歳以上、オンライン収録済 60.3%、生存見込み判明 1.4%

○年金保険料の横領等に関する調査

- ・ 全 123 件書面調査。 社会保険庁職員の事案 12 件、市区町村等職員の事案 15 件について実地調査。
- ・ 特例納付の場合や納付拒否者に対しては催告等が行われない仕組みを悪用。
- ・ 支払ったはずの保険料の記録がないという問題の原因は、事務処理ミスの可能性のほか、横領等が原因の一つという可能性も否定できず。

Ⅲ 年金記録問題発生の間接的な要因 — 組織上の問題 —

（三層構造に伴う問題について）

社会保険庁の職員は、厚生労働本省採用のⅠ種職員、本庁採用のⅡ種・Ⅲ種職員、地方採用のⅡ種・Ⅲ種職員という三層構造。この三つのグループが相互に連携性・一体性を欠いたまま存在し、ガバナンスが不足。

（職員団体の問題について）

昭和 50 年代前半のオンライン化計画などについて、自治労国費評議会が、人員削減反対、労務強化反対、中央集権化反対との理由で強く抵抗。

当局と職員団体の間の多数の覚書、確認事項等が近年まで存在。

（地方事務官制度に係る問題について）

昭和 22 年の地方自治法制定以来、平成 12 年まで、地方で社会保険業務に従事する地方事務官は、都道府県に勤務し、人事権及び予算は国が持つ変則的な存在。

IV 年金記録問題発生 の責任の所在

年金記録問題が発生した直接的な要因に直接的あるいは間接的にかかわった職員については、かかわりに応じた責任の一端がある。

過去の業務の仕組みやシステムの重要な取扱方針などに関する実質的判断や決定を行った社会保険庁の関係部署の責任者の責任は重い。

社会保険庁の業務について総括責任を有する歴代の社会保険庁長官を始めとする幹部職員の責任は最も重い。

厚生労働大臣を補佐し、組織や人事に係る制度を企画・実施し、社会保険庁の業務・運営の全般にわたって管理監督するという立場にある、事務次官を筆頭とする厚生労働省本省の関係部署の幹部職員にも重大な責任がある。

法令上統括権限を有する厚生労働大臣についても、組織上の統括者としての責任は免れない。

職員団体においても、職員の意識や業務運営に大きな影響を与え、ひいては、年金記録の適切な管理を阻害した責任がある。

V 今後の教訓

(組織・業務運営に関する教訓)

社会保険庁は、ガバナンスを確立し、意識改革・業務改革、適切な人材の養成・確保、職員の一体感の醸成、事務処理に伴う誤りを発見し是正する仕組みの構築、被保険者等の協力を確保する仕組みの構築などの改革を推進すること。

(システム改善に関する教訓)

現行システムの機能に係る検証結果を踏まえて、第三者的立場にある機関による点検・評価も受けつつ、今後の開発及び運用に反映し、システムの刷新を推進。

(過去の横領等事案の調査から得られた教訓)

過去に発生した横領等事案の分析、横領等事案の防止策の検討・改善など、内部事務管理態勢の構築に努めること。

(国民の監視と協力)

国民も年金記録の管理を自らの問題として捉え、疑問が生じた場合は社会保険事務所に赴くなどして記録を確認することや、社会保険庁の照会に応答することなど、国民の側の監視と協力も重要。